

事業用定期借地権方式

契約期間を10年以上50年未満で 定め、契約期間満了時には建物が取 り壊され、土地は確実に返還される



事業用定期借地権方式のメリット

土地の所有権を移転せず、建物投資が不要で借入金の返済リスクがなく、安定した収益をあげることができる



事業用定期借地権方式のデメリット

- 用途が事業用に限られるため汎用性がない
- 地代収入は家賃収入よりも低くなる
- 事業者が倒産した場合は倒産した会 社の建物が残り手続きが煩雑になる



注意点

事業用定期借地権方式の契約内容

- 借地権の存続期間を10年以上30 年未満、もしくは30年以上50年 未満にする
- 借地上の建物を事業用に限定する



注意点

事業用定期借地権方式の契約内容

- 契約書を必ず公正証書で締結する
- 公正証書でない書面で契約した場合 普通借地権として取り扱われる場合 があり、期間が満了しても返還を受 けられないことがある



- 借地上の建物用途
- 契約期間
- 契約書



- 借地上の建物用途
 - 事業用定期借地権: 事業用に限定
 - 一般定期借地権 :用途制限なし



- 契約期間
 - 事業用定期借地権

: 10 年以上 50 年未満

- 一般定期借地権

: 最低 50 年



- 契約書
 - 事業用定期借地権
 - : 公正証書
 - 一般定期借地権
 - :公正証書以外も有効